

別表（第2条関係）

占有物件		占有料	
		単位	金額
法第32条第1 項第1号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本1年につき	350円
	第2種電柱		540円
	第3種電柱		730円
	第1種電話柱		320円
	第2種電話柱		500円
	第3種電話柱		690円
	その他の柱類		32円
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メートル1年 につき	3円
	地下に設ける電線その他の線類		2円
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	310円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メー トル1年につき	190円
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個1年につき	630円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		270円
	広告塔	表示面積1平方メー トル1年につき	960円
その他のもの	占有面積1平方メー トル1年につき	630円	
法第32条第1 項第2号に掲げ る物件	外径が0.07メートル未満の もの	長さ1メートル1年 につき	13円
	外径が0.07メートル以上0. 1メートル未満のもの		19円
	外径が0.1メートル以上0. 15メートル未満のもの		28円
	外径が0.15メートル以上0. 2メートル未満のもの		38円
	外径が0.2メートル以上0.		57円

	3メートル未満のもの			
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			76円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			130円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			190円
	外径が1メートル以上のもの			380円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	630円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			480円
	地下に設ける通路			290円
	その他のもの			630円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	10円
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	96円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	96円
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	960円
	標識		1本1年につき	500円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	10円
		その他のもの	1本1月につき	96円

	幕（政令第7条第4号に掲げる工	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	10円
	事用施設であるものを除く。）	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	96円
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	960円
		その他のもの		480円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートル1年につき	630円
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートル1月につき	96円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				63円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.014を乗	

			じて得た額
政令第7条第1 0号に掲げる施 設及び自動車駐 車場	建築物		Aに0.024を乗 じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗 じて得た額
政令第7条第1 1号に掲げる応 急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの		Aに0.019を乗 じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗 じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗 じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗 じて得た額
政令第7条第1 3号に掲げる施 設	トンネルの上に設けるもの		Aに0.019を乗 じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗 じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗 じて得た額

備考

- この表において「第1種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- この表において「第1種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- この表において「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電

柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

- 4 この表において「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 この表において「A」とは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合にあっては、立地条件、収益性その他土地価格の形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 6 金額の欄に単位の表示のないものの単位は、円とする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用期間が1年未満であるとき、又はその占用期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、なお、その期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その期間又は端数を1月として計算する。
- 9 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用期間が1月未満であるとき、又はその占用期間に1月未満の端数があるときは、その期間又は端数を1月として計算する。